

随意契約理由

令和6年(2024年)4月1日

契約担当課名	健康医療部 健康推進課
発注担当課名	健康医療部 健康推進課
契約名称	豊中市生活習慣病健診及び特定保健指導等業務委託契約
契約内容	生活習慣病健診及び特定保健指導等の業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和6年（2024年）4月1日 令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市新千里東町 1-4-2 千里中央駅前クリニック
契約金額	単価契約（市民健康診査 8,448 円/回 ほか）
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当） 本事業は、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、市内の医療機関に対し、市民健診及びがん検診、特定保健指導など（以下「けんしん等」という。）を委託するものである。本院のかかりつけ患者がけんしん等を受けやすくし、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、医師会の会員ではない本医院とも契約を締結するものである。なお、医師会の会員である医院とは、一括して豊中市医師会と契約を締結している。